

大獅子：小獅子三棟の土蔵があつた。各扉に獅子の彫刻があつた故の名で、前田利常の時に初り、その職員に大銀奉行があつた。後寶曆九年の災に小獅子土蔵一棟を残したが、是より小獅子土蔵を大銀土蔵といふことになつた。

シジマ 四十萬 石川郡富樫庄に屬する部落。同村内善性寺の明應八年九月晦日富樫氏からの寄進狀には本庄四十萬村とあり、その本庄は富樫庄のことである。この村の北四十萬の山手に雑木の生茂つた所があり、嘉永元年三月之を開鑿して多くの五輪塔を發見した。この地はもと大仙寺の位置で、明應中から法慶道場即ち後の善性寺の一時あつた所である。又四十萬村持山に、大田池とて長さ五十間・幅三十間のもの、及び小田池とて十間四方許のものがあつたが、後に埋められた。その際池中の蛇が山上の蛇池へ脱れたが、それも亦埋められて田地となつたと、寶永誌に書いてある。

ジシマチ 地子町 ↓カナザハ 金澤(八、本町と地子町)。

シシマヒ 獅子舞 祭禮の餘興として行はれる獅子舞には大獅子と小獅子とがある。金澤のは大獅子で、胴體は獸毛と牡丹花とを染出した麻布を、竹を曲げた二個の胴張りの上へ被らせたもの。尾は赤色の苧にて作られ、竿頭に緊着する。頭は桐材を以て刻し、羅紗又は皮革を張つたのもあり、重量一九斤内外。胴の全長七米、高さ四米五、幅三米五。頭を捧ぐる者一人、胴張りを持つ者四人、尾を振る者一人で運ばれ、大小太鼓・笛・三味線の囃子方は胴の中に入り、花車・安宅・越後獅子

子等の端唄を誦しながら練り行く。獅子を舞はす時は、頭を上下左右に動かして活躍の狀をなし、シャングワンを戴く棒振と稱する壯者の一人乃至三人は棒・木太刀・木劍・長刀・鎖鎌等を振ひて獅子と戦ひ、遂に之を退治し終る。棒振りの手法に武術を取り込んだことはこの獅子舞の特徴である。又小獅子の中では、羽咋のものに特色があり、天狗一人・獅子廻し五人・囃子方四人の少年から成る。獅子廻しの一人は獅子頭を両手に支へ、他の四人は胴の中に入る。囃子方は堅笛二人・鉦一人・片手太鼓一人で、天狗が獅子に對して踊ををどるのである。小獅子は地方によつてサツサイともいふ。

シジミ 志々見 羽咋郡邑知院内若部保に屬する部落。明應八年十二月廿四日山山義元判一宮柴徒田田目録に、『百五十菊在邑智院すゝめ』とあるすゝめも是であらう。この地安永の頃まで尙邑知鴻の汀であつたといふから、邑名は蜆から起つたものであらう。

シジミウチ 志指見氏 永光寺古文書に、應安二年志指見三郎光泰禁制札がある。志指見氏は羽咋郡志々見村の人であらう。

シジミホ 志指見保 羽咋郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に、『志指見保、一町四段六、承久元年檢注定』と見える。後世志々見村の名が残存する。

シシモノグルヒ 獅子物狂 二冊。金澤の俳人山隣編。支考が蓮二房の名で書いた舊感詞並序があり、序には享保癸卯五月下旬嵐巢下主人江山隣とある。この序文中に東花坊が死を粧うたことを寶永壬寅としてゐるのは辛卯の誤りであらう。又この書には讚秋坊詞

正月四日、祭北枝詞五月十二日など、前書した支考の句があつて、是等の一人々の忌辰がわかると。享保八年支考が金澤に下り、その指導によつて成つたもので、同年京橋屋治兵衛の板である。

ジシヤ 寺社 珠洲郡直郷に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄に、『此村往昔は柳田明神並一宮權現、且又永禪寺・高照寺・清水寺、此寺社領にて候故寺社村と申由申傳候。右之内清水寺と申は唯今無御座候』とある。

ジシヤク 地子役 地子役は宅地租の義である。藩政時代に金澤では七ヶ所の地子町でも、その他の地子町又は寺社の屋敷も拜領地でない限りは之を課せられた。本町に在る町人の邸宅は地子役を負擔せぬ。士人の邸宅は藩から下附せられたものである故に、亦地子役を納めぬにせぬに、それを賣買することを得なかつた。

ジシヤビヤクシヨウ 寺社百姓 藩政の時、僧侶又は神主にして田地の高を有する時は、假に某寺事何兵衛といふ如き百姓名を稱せしめて、その高主とした。之を寺社百姓といひ、その高方に關する限り、百姓としての取扱を受けた。

ジシヤビギヨウ 寺社奉行 初は人持組・平士を混じて任ぜられ、慶安元年には葛巻藏人重俊・岡島市郎兵衛一陳・茨木右衛門長好が命ぜられ、その後富永勘解由左衛門助盛・森權太夫祐知・松崎庄左衛門となり、萬治二年篠原織部長經、寛文元年横山外記氏從が之に任じた後は人持組から撰ばれることになり、二人役となつた。二年永原左京孝政が命ぜられ、延寶六年篠原・永原死亡し、同年富田治

部左衛門重持、その後不破彦三爲貞が命ぜられ、元祿四年富田死亡し、九年四月伊藤平右衛門重澄、九月永原左京孝之命ぜられて三人役となつた。後世ではその中一人は公事場奉行を兼帯し、知行高概ね二千石位から之に任ぜられることになつた。

ジシヤモンゼンチ 寺社門前地 藩政の時、寺社の門前にして、その境域である地内に民屋を構へるものをいうた。門前地の地子役は、その寺社に納める所と藩に納める所とあつた。

ジシユウカン 時習館 大聖寺藩主前田利義の時、安政元年十一月城下八間道なる前田造酒の舊邸を修造して學校に宛て、號して時習館と稱した。本館に於いては、士分の子弟十歳から十六歳まで、偶日毎に經書を學習せしめ、之を温讀といふた。温讀は孝經・大學・中庸・論語・詩經・書經・禮記・易經の順序によつて、次第に上級に編入せられる。温讀を終つた者は、春秋二季に試験を課せられて常誦讀に進み、孟子・小學・春秋左氏傳・二十一史を成るべく温讀年餘内に修了せしめる。温讀は句讀師、常誦讀は會頭又は助教が教授の任に當り、朝五時半時から四時半時の間に終り、次いで半刻間禮式師範に就いて諸禮を習はせる。十六歳から二十歳までを誦讀といひ、毎月三回、朝四時半時から九時に至るまで、孟子・小學・春秋左氏傳の素讀をなし講義を聞かしめる。その學力劣等なる者は句讀師教授し、然らざる者は會頭・助教之を教へる。又毎月三回、午前には會頭四書の講義をなし、午後には助教五經を講ずる。春秋二回の試業があつて、藩侯在國の時自ら之に臨み、否